



アジアにおける地域サーベイランス

経済調査部 研究員 志村 紀子

今日の国際経済において、一国の経済発展や政策が他国に及ぼす影響力は甚大である。メキシコ危機やアジア危機の経験を通じて、各国の経済政策を監視するメカニズム(サーベイランス)の必要性は広く共有されるようになったが、近年のアジアにおける地域金融協力への機運の高揚を受け、サーベイランスのあり方についてもより具体的な議論が展開されようとしている。

IMFによれば(注1)、サーベイランス(政策監視)とは、加盟国の経済・金融政策の国内的及び国際的影響について、加盟国との対話を維持するという責務に基づいて行なう監視と協議のプロセスを言う。信頼できるデータがタイムリーに収集され関係国間で共有されること、マクロ金融情勢や脆弱性の有無が審査されること、リスク要因が特定され求められる政策が協議されること、が必要である。また、このプロセスには、透明性とある程度のピアプレッシャーが求められる。

サーベイランス機能を持つ既存の枠組は意外に多い(注2)。しかし、アジアにおける地域サーベイランスの枠組として見た場合、現状ではそのいずれも期待どりの水準に達しているとは言いがたい。一般にグローバルサーベイランスには、その国や地域のバックグラウンドが反映されず特有の問題を軽視してしまう傾向があること、関係者が多く意志決定に時間がかかり、緊急支援(流動性供給)にあたり機動性に欠けること等の欠点が指摘されている。また、国際機関においては、議決権や人事配分から分かるように、現状アジアの意志が尊重されにくい構造となっている。一方、地域サーベイランスを見ても、マニラフレームワーク、APEC、ASEM、EMEAP等はメンバー国がアセアン地域と合致していないことや常設事務局が存在しない点で弱い。アセアン地域のサーベイランスの枠組であるアセアンサーベイランスプロセスは、事務局はあるものの、データ収集力と人材の不足という問題点があり、アジア的な内政不干渉主義によって非公式の政策対話の域を超えていないのが実情のようである。アセアン+3 経済レビュー・政策対話プロセスのサーベイランスは、チェンマイイニシアティブ(CMI)に基づく通貨スワップ取極めの流動性供給の発動条件として重視されている。しかし、この取極めが二国間協定であることやIMFとの90%リンケージ(注3)によって、サーベイランスもIMFに依存せざるを得ないこと、常設事務局がないことや、財務大臣プロセスに中央銀行総裁の参加がないこと等の弱点がある。

現在、アセアン+3 リサーチグループの下で、アジアの地域サーベイランスに関する研究が進んでいる。この研究では、前述のような既存の枠組の弱点を考慮しこれまでの研究成果も踏まえながら、(1)十分な人的・財政的資源を備えた常設事務局を設置すること、(2)国際機関や関係国の干渉を受けない独立した中立の体制を築くこと、(3)グローバルサーベイランスとの協調を重視する(機能の重複を避ける)こと、(4)市場と密接な

関係にあること、(5)関係国間にコミットメントがあること、(6)流動性支援に係る条件とリンクさせること、等が従来より議論されている。

(注 1) IMF ファクトシート(仮訳)<http://www.imf.org/external/oap/jpn/factj.htm> 参照。

(注 2) グローバルサーベイランスとしては、IMF、WB、OECD、G7、G10、G20 等がある。アジア地域を中心とした枠組としても、アセアンサーベイランスプロセス(ASEAN Surveillance Process, ASP)、アセアン+3 経済レビュー・政策対話プロセス(ASEAN+3 Economic Review and Policy Dialogue Process, ERPD)、マニラフレームワークグループ(Manila Framework Group, MFG)、アジア太平洋経済協力財務大臣会議(APEC Finance Ministers' Meeting)、ASEM 財務大臣会議(ASEM Finance Ministers' Meeting)、EMEAP 総裁会議(EMEAP Governors' Meeting)、東南アジア諸国中央銀行グループ(SEACEN Expert Group on Capital Flows)等がある。また、ADB 内に地域経済モニタリング・ユニット(Regional Economic Monitoring Unit, REMU)があり、MFG、ASP、ASEAN+3ERPD へのレポート提供、技術サポートを行なっている。

(注 3) CMI に基づくスワップ取極めの流動性供給は、その供与枠の 90%が、IMF による支援プログラムの条件とリンクしており、当事国が自らの判断で発動できるのは 10%に限られている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>